

岩手県告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 解除予定保安林の所在場所 八幡平市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（2） 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

（3） 解除の理由 道路用地とするため

2（1） 解除予定保安林の所在場所 八幡平市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（2） 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止

（3） 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び八幡平市役所に備えておいて縦覧に供する。